

第 1 号議案

1. 平成 26 年度 事業報告について

[概 要]

当群馬県協会は平成 24 年 4 月 1 日（日）前橋地方法務局にて公益社団法人移行認可され、念願の公益社団法人群馬県環境資源保全協会に改名し 3 年目を迎え、移行を期に更なる組織の発展に向けて、「新たなる発想転換」・「意識改革」・「健全活性化」を図ることとして、行政機関・関係機関・関係団体等のご指導ご支援を仰ぎ廃棄物処理業界の健全な発展は我が国の生活環境の保全と産業振興の維持発展・経済成長に資することを確信致し、処理業務・処理業組織の一員としての自覚・責務を担い、自然との共生を理念に掲げ公益社団法人の組織運営・事業運営にかかわる重要主旨である「本部事業決算統一化」の策定事項を遵守致し、本部組織と支部組織との綿密な連携強化と組織機構の改革を図っての事業計画の策定を基に行政機関のご指導と産業界・学界の支援を仰ぎ積極的事業展開を図った。

- ①組織の拡大・拡充促進活動
- ②適正処理推進事業不適正処理防止啓発巡視活動
- ③(県共催)定例 4 ブロック研修会開催
- ④(県共催)環境啓発イベント開催
- ⑤マニフェスト頒布電子マニフェスト推進啓発業務
- ⑥(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
産業廃棄物処理業許可講習会受講受付・受講拡大・設営業務
- ⑦(県共催)定例研修会開催
- ⑧(公社)全産廃連産業廃棄物処理実務者研修会開催
- ⑨地球温暖化防止啓発活動
- ⑩環境教育会館建設調査研究
- ⑪災害時大量発生物の緊急保管施設確保適地研究
- ⑫環境保全保証基金の運営管理
- ⑬組織改革運営に関する研究事業
- ⑭産業廃棄物関連相談業務

など主なる事業を組織一丸となり、積極的展開を実施して参りました。近時の国の施策は「環境と資源の保全」を希求しての循環型社会の形成に向けて 3 R 推進事業・廃棄物処理法の改正は様々に施行され、①排出事業者責任②処理業にかかわる罰則強化・欠格要件などが課されるなど廃棄物の適正処理推進を唱えるとともに一方処理業界の社会的地位の確保に関する優良認定制度の施行は・エコアクション 2.1 認証・電子マニフェストシステムの加盟・自己評価・財務調査など認定による優良事業所の優遇措置が講じられるとともに、地球温暖化対策・人材と優良事業者の育成・適正処理推進など施策が図られております。

この様な動向を鑑み、当群馬県協会は「自信と誇り」を持って循環型社会の形成に向け、行政機関をはじめ、関係機関・関係団体皆様のご指導を仰ぎ、努力邁進する所存であります。

関係皆様のご指導ご支援に深謝申し上げ、ここに平成 26 年度事業報告とさせていただきます。